

SBC

First Tax

エスビーシー・ファーストタックス

2015年(平成27年)

5月15日(金)

発行: 税理士法人 SBC パートナーズ
大阪市北区太融寺町3番24号
日本生命梅田第二ビル3階

SBC Seminar

セミナー案内

魔法の決算書セミナー

日時: 2015年6月4日(木)
17:00~18:30(開場16:45~)

講師: 税理士法人 SBC パートナーズ
東京支店長 税理士 園田 雅史

対象: 経営者・経営幹部

定員: 10名(先着順)

参加費: 一般参加 5,000円(税込)
弊社顧問契約先 3,000円(税込)
※参加費は当日会場にてお渡し下さい。

会場: 税理士法人 SBC パートナーズ
東京オフィス 会議室
東京都渋谷区神宮前6丁目19番13号 J-6ビル9階
JR 渋谷駅 宮益坂出口より、明治通りを原宿方面へ徒歩6分
地下鉄渋谷駅 13番出口より徒歩2分

お問合せ: 税理士法人 SBC パートナーズ
TEL: 03-5468-3336
(担当: 吉田・森田)

行政指導発言後の更正処分の是非で判決 東京地裁・信義則違反を認めず

調査担当職員らが行政指導にとどめる旨述べていたにも関わらず行われた更正処分が、「信義則ないし禁反言の法理」に反し違法か否かを巡り争われていた事件で、東京地方裁判所はこのほど、信義則ないし禁反言の法理の適用は慎重でなければならぬとして、原告法人の請求を棄却する判決を下した(平成24年(行ウ)第536号。平成26年7月18日判決)。

今回の事件は、原告法人A社が支給した事前確定届出給与をめぐるもの。調査担当職員は届出額と支給額の相違に気付いたが「更正処分ではなく行政指導にとどめる」旨の発言を行い、A社は、同発言に沿い、届出額と支給額を同額に修正した付表を提出した。その後、調査担当職員は、本件役員給与等が損金不算入となることは明らかであるため行政指導にとどめることはできない旨をA社に説明したが、A社は修正申告に応じず、更正処分が行われたことから、訴訟にまで発展していたものである。

東京地裁は、「課税処分については、法の一般原理である信義則の法理の適用により、その課税処分が適法なものとして取り消すことができる場合があるものの、その適用は慎重でなければならず、課税処分を取り消して納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような『特別の事情』がある場合の判断は、税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を示したこと、などを考慮すべきである。

そして、信頼の対象となる公的見解の表示であるというためには、『税務署長その他の責任ある立場にある者の正式の見解』の表示であることが必要であるというべきである。

本件調査担当職員らの本件発言等は、調査の過程において、税務官庁の一担当者としての見解や処理方針を示したものにすぎないというべきで『信頼の対象となる公的見解』の表示とは認められない」と判断し、納税者の請求を棄却している。

信義則の法理に関して、税務訴訟で争点となるケースは少なくないが、納税者の主張が認められる例はほとんど見受けられない。

なお、今回の訴訟では、原告側が東京高裁に控訴している。

Scope

信義則の法理

民法1条2項では「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い、誠実に行わなければならない」と規定されています。相手方の期待や信頼を裏切ってはならず、自己の言動についてそれと矛盾した言動をとることができないという趣旨の法原則で、これを『信義忠実の原則(信義則)』といいます。一度言ったことやしたことに対する相手方の信頼を裏切る不誠実な行為は、民法1条2項に反し認められないということです。